

## 熊本地震により被災された学生への授業料免除について

当学園では平成 28 年熊本地震により災害救助法適用地域で被災し、修学困難となった学生・生徒・園児に対して、授業料減免の特別枠を設け平成 28 年度授業料免除を実施しましたが、改めて授業料免除申請の受付をいたします。

なお、既に平成 28 年度授業料免除された方は適用除外としますが、被災状況の認定区分に変更があった場合は減免額の変更をいたします。詳しくは下記の窓口までご相談ください。

### 【対象者】

平成 28 年 4 月 1 日時点において本学園設置校に在籍していた学生・園児で、次の全てに該当する方を対象とします。但し、既に平成 28 年度授業料を免除された方は、適用除外とします。平成 28 年度授業料を減免された方が被災状況に関する再調査を実施し、被災状況の認定区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）に変更があった場合は、減免額を変更します。

(1) 平成 28 年熊本地震により本人または学資負担者が災害救助法適用地域において被災し、授業料の納付が著しく困難であると認められる方。

(2) 平成 29 年 3 月 31 日までに市町村において罹災証明書新規申請及び再調査申請受付が完了した方。但し、特別な事情（被災者の入院、市外避難等）を有する方は除きます。

(3) 平成 28 年度授業料を納付した方。

### 【免除内容】

(1) 市区町村長又は消防署長が証明する「罹災証明書」により、本人又は学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊したと認められる場合は、授業料を全額免除。

(2) 市区町村長又は消防署長が証明する「罹災証明書」により、本人又は学資負担者が所有する自宅家屋が半壊したと認められる場合は、授業料を半額免除。

(3) 学資負担者が死亡した場合は、授業料を全額免除。

### 【申請期間】

平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日

### 【申請書類】

1. 授業料免除申請書（所定用紙）
2. クラス担任副書（所定用紙）
3. 罹災証明書（写）または罹災証明書発行手続きを行った際の書類（写）
4. 死亡が確認できる公的証明書（該当者のみ）
5. 本人又は学資負担者が所有する自宅家屋であることが証明できる書類

### 【申請書配布・受付窓口】

- 九品寺キャンパス学生支援課、武蔵ヶ丘キャンパス学生支援課

### 【その他】

平成 28 年熊本地震により修学困難となる経済的な理由は様々のケースがあると思われます。当学園ではそれらに応えるよう「緊急的授業料免除制度」を別途準備していますので、上記受付窓口にご相談ください。